

第160回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時
令和6年1月12日（金）
午後1時30分から午後3時20分まで
- 2 開催場所
千葉県森林会館5階 第1会議室
- 3 出席者
【委員】
青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、高橋輝昌委員、橘隆一委員、
原啓一郎委員
【職員】
佐藤森林課長、出口林地対策室長 他
- 4 議題
（1）審議事項
議案1「林地開発許可案件」について
- 5 審議結果
上記の議案1に係る第1号から第3号案件について審議がなされ、森林法
第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（残土埋立）について]

委員：土砂の置換えについて、搬入土砂に石灰安定処理をすることであるが、あらかじめ搬入土砂の土質等が分かっており、そのような処理をすれば、大丈夫ということか。

事務局：搬入土砂については、東京都や神奈川県などから建設発生土を搬入する予定となっており、その性質については、「道路土工 盛土工指針」に記載されている数値を使用して安定計算をしている計画となっている。

委員：「水の確保」について、農業用水等の利用はないという説明があったが、地図を見ると下流に水田がある。現地は水田として使われていないということか。

事務局：過去にこの辺り一帯（図示）が水田や畑として使用されていたという話を聞いているが、現在は、水田や畑として使われていないとのことであった。

委員：調節池を残す理由としては、農業用水等の利用目的のためではなく、地域住民からの要望ということか。

事務局：残土埋立が完了し、造成森林として苗木を植栽した直後に調節池を撤去する計画であると、苗木が生育する間に災害が起きると地元住民が危惧しており、調節池を残して欲しいという要望があったとのことである。

委員：石灰安定処理工法について、ボーリング調査の結果から、調節池の上流側が軟弱地盤という判定をされているが、その下流側の調節池の堤体設置場所の地盤も同じような状況ではないかと推測される。調節池の堤体側にも同様の地盤改良等は行わなくてよいのか。

事務局：ご指摘のとおり、調節池の堤体設置場所の地盤も同様に軟弱地盤が続いている状態となっているが、調節池の堤体の安定計算を実施した結果、地盤改良等をしなくても問題ないということであった。地盤改良等を計画しているのは、盛土部分のみの計画となっている。

委員：残土埋立の造成前に表土を除去する計画とのことであるが、堆積・保管しておいた表土を使う場所を示したものが、「表土保管施工図」ということか。

事務局：はい。また、「土地利用計画平面図 施工後」の図面は、造成森林として苗木を植栽する範囲を黄緑色で示しており、堆積・保管しておいた表土を植栽基盤として使用する計画となっている。

委員：満遍なく表土を戻すということか。「表土保管施工図」の左上図に「表土」と記載されており、そこで表土を利用するのかわかったが、この図はどういう意味か。

事務局：本案件は、残土埋立の一番低い箇所がFH＝約56.0mとなり、逆に一番高い箇所でFH＝約82.0mとなっており、残土埋立の盛土の高さが約30m程度と計画されている。表土の堆積・保管については、計画高が低い箇所に堆積・保管した場合、残土埋立の造成に当たって、その都度、表土を移動させないといけなくなるため、表土を移動する回数を必要最低限することを考慮して、最初に、残土埋立施工に影響のない高い場所に表土を堆積・保管する計画となっている。

まず、「表土保管施工図①」では、樹木を伐採した後に、事業区域内の着色していない箇所や、調節池の設置箇所から表土を除去し、同図面の左上部

分に堆積・保管する計画となっている。その際、高さが FH=82.0mとなるが、その後、同「施工図②」で示す FH=76.0mの高さまで、残土埋立の造成を全体的に実施する計画となり、さらに、同「施工図③」で示すとおり、表土を施行図の左下側に移動させる計画となっている。表土を移動させた後、同「施工図④」で示す高さまで、最後の残土埋立を実施した後、植栽前に堆積・保管していた表土を全体的に敷き均す計画となっている。

委員：表土は何のために堆積・保管をしているのか。最後の植栽するときのためか。

事務局：前回及び前々回の森林保全部会の審議の際に、委員から指摘があったが、残土埋立で搬入される建設発生土は、もともと植栽基盤に向いているかどうかかわからず、また、残土埋め立ての際、30cm から 50cm ごとに適切に締め固めをして施工するため、そのままの状態では、良好な植生基盤とはならない。そのため、植栽する樹種の目標樹高にもよるが、最低でも 1m 程度の植生基盤を確保する必要がある。

今回の案件では、表土として植生土やリターを含めて堆積・保管しておき、施工の最後に締め固めた盛土の上にそれらを約 1 m 程度敷き均してから、植栽する計画となっている。ただし、法面については、平場とは異なり表土を敷き均すことができないため、例えば、約 1m 程度の深い縦穴を掘り、その中に堆積・保管した表土を入れ、必要に応じて肥料などを加えるなども検討しながら、植栽する計画となっている。

事業者には、施工地の確実な緑化計画の実施を求めている。

委員：今回の計画では、暗渠排水管を現状の地表面のところに設置し、高さ約 25 m 程度の残土埋め立てを行うとのことだが、盛土内に雨水等が浸透した場合、地表から約 25m 下まで浸透しなければ排水されないということになるが、盛土の中間部分に暗渠排水管等を設置する必要はないのか。あるいは、盛土の中間部分での排水を考えなくても地すべり等の心配はないのか。

事務局：盛土内に浸透した雨水等の排水処理として、水平排水層や基盤排水層の設置が計画されている。法面の各小段ごとに水平排水層を設置することで、盛土の外に浸透水等を排水する計画となっている。加えて、施行中の雨水等に対して豎坑を設置し、接続した暗渠管から調節池に向かって排水する計画となっている。

ご指摘された雨水等の盛土への浸透による影響については、盛土規制法においても議論されている。具体的には、湧水や沢地の地表流下水が盛土内に滞水し、そのまま間隙水圧が上昇することによって盛土が崩壊してしまうことや、あるいは、雨水等が盛土の内部に浸透して滞水・宙水となってしまうことなどが議論されている。特に、谷部の溪流等における高さ 15 m 以上の盛土を行う場合には、造成後の盛土内の過剰間隙水圧が 3 分の 1 あるいは 2 分の 1 まで上昇することを想定して安定計算を実施することが必須となっている。

今回の案件は、盛土規制法の運用前となるが、湧水や地表流下水等は暗渠管の設置により排除することや、併せて、盛土へ雨水等の浸透による影響に対しては、盛土の締め固め度が 90% 以上となるよう適切な施工により雨水等を盛土内に浸透させないこととし、また、盛土の上部平坦部等への排水施設の設置により、雨水等の表面排水を速やかに下流の調節池まで排水す

る計画となっているなど、理論上、雨水等が盛土内に浸透するおそれを排除し、全体として災害を防止する計画となっている。

委員：遮水シートを設置する場合、水が当該シートの下に滞水・浸透してしまうような心配はないのか。

事務局：遮水シートを設置する際には、逆止弁付きの水抜き穴を3㎡に1箇所設置する計画となっており、そこから水が調節池内へ排水される計画となっている。

○第2号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：市町村の意見について、造成森林の植栽樹種についての要望が記載されているが、要望の樹種と違う樹種が計画されている。市町村の意見はどのくらい計画に反映されるものなのか。

事務局：事業者は、市町村からの意見を尊重し、複数の植栽樹種の要望がされている中から、クロマツとクヌギを選択し、さらに、肥料木としてネムノキを植栽する計画としている。

委員：この案件は、平成16年の許可から始まっており、当初は、入口付近の砂利採取から行われていったと思われるが、航空写真を見る限りでは、その部分の緑化が進んでいないように見える。この辺り（図示）は、既に緑化が行われているのか。

事務局：入口付近について、斜面の緑化は進んでいるが、未だ赤道の整形等が終わっていないため、全体として緑化が終了していない状況になっている。

委員：以前も質問したと思うが、例えば、今回の砂利採取計画のように、その期間が令和8年までとされていれば、令和8年までに今回拡大する箇所を含めて緑化しなければならないということではないのか。期間延長を繰り返しているままでは、ずっと緑化されなくてもいいという仕組みになってしまっているのではないのか。

事務局：事業者から、事業区域の拡大の申請書が提出された段階で、事業区域内でどこか完了できる箇所はないかという指導をしており、今回の案件についても、一部完了を予定している箇所がある。

委員：その一部完了を予定している箇所については、いつ頃許可したところなのか。

事務局：平成20年頃の許可となる。

委員：15年近く緑化計画が実行されていないということになるが、法律上の問題はないのか。

事務局：県では、事業者が砂利採取等の事業区域の拡大を申請する際には、拡大する事業区域と同等の面積を緑化して完了させるよう指導している。

ただし、今回の案件のように、入口から奥に開発行為を進めていくという計画については、入口付近に洗い砂等のプラントや浸透池及び搬路などが設置されていることが多いため、そこを利用しつつ区域拡大を進めている現状なので、その部分の緑化計画は進んでいないことが多い状況である。

委員：通常そのような進み方だという理解でよろしいのか。

事務局：砂利採取については、事業全体の採取計画の中で、土地所有や同意を取得できた箇所から砂利採取を進めていっている現状のため、今回の案件のよ

うに、計画的とは思えないが、手前から奥へと採取を進めていくこととなるのが現状である。

県としては、繰り返しになるが、採取が完了した箇所に関しては、雨水等が流出しないように防災施設等は残しつつも、完了できるところは、早期に緑化して完了させるよう指導をしている。

委員：現在許可を取っている法面について、計画どおり緑化が終わっているということか。

事務局：採取が終わっていない箇所については、計画どおりに緑化されていないところもある。

委員：採取が全部終わっていないから、緑化されていないというのは理由にはなっていないように思われる。

事務局：事業地の入口付近の法面については、計画どおりに整形して緑化が完了している部分もあるが、計画どおり採取が終了していない掘削途中の法面については、未だ緑化されていない。

委員：例えば、この案件の許可を取得した場合、計画期間である令和8年6月30日までに何が完了するのか。この期限までに何が終了して何が残るのか等は、特に決まっていないのか。

期間延長を行うことで、その前に許可を取得したところが終わってなくてもいいと理解したが、現状、採取が終わっているが、緑化は終わっていないということか。または、採取も続けているのか。

事務局：林地開発許可制度では、開発行為の工期について、その開発行為を実施するための適切な期間であれば、届出で延長することができこととなっている。

砂利採取の期間については、まさに青天井のようになってしまっているため、所管する砂利採取法において、事業者に対し、中期事業計画や長期構想を作成させ、ある程度期間を区切った計画書・図面を提出させており、それらの計画を林地開発許可申請でも提出させるなどして確認しているところである。事業者も土地所有者から土地を借りて生産物を採取するなどしているため、早めに土地を全部借りてしまった場合、採取を行ってなくても土地所有者に対価を支払わなければならないという事情などがあるため、実際に採取を行う箇所については、その都度、区域拡大等しながら採取を実施している状態となっている。

県としては、採取が終わった箇所から速やかに緑化して完了してもらいたいため、森林法上、期間延期の届出により期間を延ばすのは致し方がないが、できる限り区域拡大する面積と同等の区域を植栽して完了するよう指導している。実際には、例えば、5haの区域拡大をするのであれば、5ha程度の植栽を実施するよう事業者に対して指導しているが、指導どおりとなっていないのが現実である。

最終的には、事業者や砂利採取法の所管部局に確認しながら、どのような形で開発行為が進んでいくのかということを確認している状況である。

委員：平場はプラント等に使用するというので仕方ないと思うが、法面については、それ以上掘削せず拡大しないのであれば、ぜひともそこを造成森林や造成緑地として速やかに森林に復元するといった指導を強く願います。

事務局：砂利採取の法面について、本案件は法面の高さがそれほどないが、君津地域の砂利採取場では、直高 100m以上という法面が多々あるため、山の上部から切土しながら速やかに緑化を実施していかないと、切土が全て終了してから緑化するという施工が現実的に不可能な状況となっている。また、法面勾配も 1:1.0 の 45 度で急勾配となっており、そのままでは植栽不可能な状況であるため、法面の保護も含めてできるだけ法面勾配を緩くしていただけないのか、できれば県の希望として 35 度の勾配まで緩くして、緑化と併せて植栽をしていただきたいということを事業者申し入れながら、少しずつ理解していただいているという状況になる。
引き続き、砂利採取法を所管している産業振興課並びに千葉県土砂事業協同組合連合会や単位組合等と調整しながら、確実な緑化計画の推進に努めていく。

○第 3 号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：浸透池について、必要容量約 14,000 m³に対して、設計容量は約 21,000 m³と計画されており、1.5 倍くらい計画容量に余裕があるが、将来、区域拡大をすることを見越して事業者は計画しているからか。

事務局：はい。加えて、砂利採取場として完了した箇所であり、平場を広く確保できる場所であるため、事業者側としては、より安全を考慮して計画容量を多めに確保しており、豪雨等による災害が発生した場合においても、雨水等を事業区域内で収められるように、浸透池の容量を確保している。

委員：将来計画を確認すると、周囲の住宅に近いところまで採取する計画となっているが、地元住民からはどのような意見が出されているのか。

事務局：住宅がこちらにあり（図示）、この住宅脇が前述した「土砂災害警戒区域」となっており、地元住民からは、山ごと採取してほしい旨の要望もあり、事業者側としても、砂利採取と併せて地元住民の要望にも応えられるということで、区域拡大を検討している。